

令和7年度第1回八戸市総合農政審議会議事録

日 時 令和7年8月6日（水）15:00～17:00
場 所 八戸市庁本館3階 第三委員会室
出席委員 11名 太田浩之委員、大和山真一委員、加来聡伸委員、籠田悦子副会長、
木村照男委員、木村芳孝委員、久保沢卓委員、澁谷長生会長、古舘豊治委員、
三浦政志委員、谷地良子委員
八 戸 市 熊谷市長、石丸農林水産部長、中里副参事、石村農林畜産課長、
根岸中央卸売市場長
事 務 局 寺沢所長、小幡 GL、菊谷 GL、種市主事、田中主事、細越

●司会

ご案内申し上げました時間でございます。ただいまから、八戸市総合農政審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、八戸市農業経営振興センターの細越と申します。よろしくお願いいたします。

本日の出席者につきましては、お手元の席図をもって、ご紹介に代えさせていただきたいと存じます。

それでは、最初に、市長から委嘱状の交付を行いますので、委嘱される皆様は、その場でお待ちください。

（委嘱状交付式）

●司会

皆様、ありがとうございました。

それでは、熊谷市長からご挨拶を申し上げます。

●市長

八戸市総合農政審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、当市の農業行政の推進に御協力をいただくとともに、当審議会の委員就任を快くお引き受けいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

我が国の農業を取り巻く情勢は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、人口減少や高齢化の進行により大きく変化しております。

昨年6月には、農政の憲法とも言われる「食料・農業・農村基本法」が改正され、この改正基本法に基づき初めて策定された食料・農業・農村基本計画において、水田政策の令和9年度

からの抜本的な見直しなど、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推進することとされており、農政の大きな転換期にあるものと理解しております。

このような中、当市の農業におきましては、水稻を始め、野菜、花き、果物、畑作物、畜産物など、地域の特性を生かした多彩な農産物の生産が行われており、地域内の食料供給や、高速交通網の整備に伴う域外への出荷拡大により、地域経済の一端を担っております。

市では、こうした農業生産上の特徴を踏まえながら、令和5年に策定した第12次八戸市農業計画に基づき、生産力向上に向けた各種支援策や、農産物のブランド化の推進など、自らの発想と戦略による特色ある農業施策を推進し、より力強い産業としての農業の振興に取り組んでいるところであります。

本日の審議会では、第12次八戸市農業計画に基づく令和6年度の事業報告及び7年度の事業について御意見を頂戴したいと存じますので、委員の皆様には、長年にわたり培われました豊富な知識と経験を生かされ、当市の農業の振興はもとより、広く市勢の発展にお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶といたします。

●司会

ありがとうございました。

本日は15名中11名出席しておりますので、八戸市総合農政審議会規則第5条第2項の規定により、会議は成立いたしますことをお知らせいたします。

最初の審議会の会長の職務は、規則第5条第1項の規定により市長が行うことになっております。本日は、熊谷市長が、会長が選任されるまでの間、議長をつとめます。

市長は議長席までご移動願います。

●市長

それでは、会長及び副会長の選任を行います。

会長及び副会長の選任は、規則第4条第2項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。

お諮りいたします。互選の方法はいかがいたしましょうか。

●委員

指名推薦でいかがでしょうか。

●市長

ただいま指名推薦とのご発言がございましたが、他にご意見はございませんか。

●委員

なし。

●市長

ご異議なしと認め、選任の方法は指名推薦といたします。どなたかご推薦願います。

●委員

澁谷委員を会長に、籠田委員を副会長に推薦いたします。

●市長

ただいま寺沢委員から澁谷委員を会長に、籠田委員を副会長にというご発言がございましたが、ほかにご意見はございませんか。

●委員

なし

●市長

ご意見がないようですので、これより会長の選任につきまして、委員の皆様にお諮りいたします。

澁谷委員を会長に選任することにご異議はございませんか。

●委員

なし

●市長

ご異議がないようですので、澁谷委員を会長に選任いたします。

続きまして、副会長の選任につきまして委員の皆様にお諮りいたします。

籠田委員を副会長に選任することにご異議はございませんか。

●委員

なし

●市長

ご異議がないようですので、籠田委員を副会長に選任いたします。

最初に、会長の澁谷委員から就任のご挨拶をお願いいたします。

●会長

会長に選任されました澁谷と申します。よろしくお願ひしたいと思ひます。一言だけご挨拶させていただきたいと思ひます。皆さんも御承知のように、米の価格の高騰と米不足。色々なところで、色んな混乱を引き起こしました。ただ、農家にとっては大変価格が上がったので、非常に嬉しい話でもあったというように思ひます。

実は私はちょっとそのおこぼれを預かりました。それは何かと言ひますと、以前この審議会でもお話しした記憶あるのですが、私は県内のとある土地改良区の役員をやっております、その役員会の席上で、現在の土地改良区の職員の給与、それから任用職員の給与は非常に安い、もう少し上げたらどうかという話題を出したことがあります。そうしましたら、話は分かるけれども、農家の手取りが少ない現状では、給与を上げることに農家、あるいは土地改良区組合員の賛同を得られないと言われました。それもそうだなということで、その話終わったのですが、その後、御承知のように米価がずっと上がってきまして、年末の役員会の時に、土地改良区の職員の給与とそれから任用職員の給与、プラスして役員の報酬まで上げていただくということで、年間3千円のメリットになりました、私は。大変なメリットだなと思ひているところですが、しかし米についてはいろいろな問題があるということについて、今日もこの審議会の中で話題になるだろうと思ひます。

八戸市の農業におきましても、高収益部門では野菜がトップですが、それに劣らず米のウエイトも依然として高いという意味で、米の動向は八戸市の色々な場面に影響して行くのではないだろうかと思ひます。

もう一つ、私、今回の審議会に当たって八戸市にはどんな動きあるのだろうかと思ひ、いくつかに調べてみましたら、八戸のワイン用ぶどうの生産が非常に拡大しているという記事を

見ることができました。ワインのまちの八戸として、農業だけでなくワイナリーも含めて発展していくまちのイメージを私は持つことができます。ちょっと話が変な話かもしれませんが、私は弘前に住んでいます、八戸のまちを訪れ、それほど多くはないのですが、まちで時間を過ごす時があります。県内の弘前や青森では、まちの中でのんびり時間を過ごす空間は意外と少ないと感じています。ちょっと休もうとか、コーヒー飲もうとか、ちょっと立ち寄ろうかというようなまちとして、八戸は県内では一番充実したまちだなと思っています。

それを踏まえて考えると、八戸がワイナリー、あるいはぶどうの産地になって、ワインの産地、町になっていくとなれば、ワイン好きの方は当然、ワインと一緒に食べるものは何だろうかとなります。皆さんはワインと共に一緒に何食べたいと思いますか。私は生牡蠣ですね。殻付きの生牡蠣を食べながらワインを飲む。これはいいまちだなというように感じます。八戸は現在に、牡蠣養殖の実験もしています。牡蠣養殖もうまくいき、ワインもうまくいけば、それを合わせてワインのまち八戸で、おしゃれなまちもできるなというイメージを持つことができます。今日はそういう将来の農業のイメージを私たちは話題にしなければいけない時期になってきているのではないかと思うわけです。そういうまちづくり、産地づくりに少しでもお手伝いできれば大変うれしく思います。この審議会みなさんのご意見いただければと思っていますのでよろしくお願いいたします。

●司会

ありがとうございました。続きまして副会長の籠田委員から就任のご挨拶をお願い致します。

●副会長

籠田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

●司会

ありがとうございました。

熊谷市長につきましては、次の公務のため、ここで退席させていただきます。澁谷会長、籠田副会長におかれましては、会長席及び副会長席にご移動願います。

●会長

次第にはないことですが、新任の委員の方に一言ご挨拶いただいてはどうでしょうか。新任を事務局の方で指名していただければ良いと思います。新任の方には大変恐縮ですが、よろしいでしょうか。

●事務局

それでは、太田浩之様、その場でご挨拶をお願いいたします。

●委員

東北農政局青森県拠点の太田と申します。本日は、新任の委員を仰せつかりましてありがとうございました。私は職場が青森市でございまして、本日も青森市から来た次第でございまして、地区担当が三八担当でございまして、時々こちらにお伺いしております。また、10年前にはまだ八戸市に私共の職場がございまして、2年半ほど八戸市に宿舎を借りて住んでいたりものですから、八戸市も来るたびに懐かしいなという思いでございました。今日はよろしくお願い致します。

●事務局

ありがとうございます。

続きまして、木村照男様、お願いいたします。

●委員

八戸農協の木村でございます。皆様、今報道である通り、JA がだいぶ悪者にされております。今はなかなか厳しい状況ではありますが、JA としても今の報道とは別の意味で頑張っているということを、これから一般にも報道してもらえるように、また農家のための JA 事業をやっていききたい、また、今日の会の方も一緒になって盛り上げていききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

●事務局

ありがとうございました。続いて、久保沢卓様、お願いいたします。

●委員

公募で委員となりました、久保沢といいます。

私は3年前に有機栽培の水稻で新規就農したのですが、今の農業はたくさん抱えています、微力ながら少しでも良くしていきたいと思ひまして就農しました。

この流れで、政策がかなり重要になってくると思いますので、少しでも自分よりもさらに下の世代のためになるような、お力添えをできればと考えております。

よろしくお願いします。

●事務局

ありがとうございました。

以上で、会長にお返しいたします。

●会長

ありがとうございました。

それでは、最初に、「審議会の公開」と「会議録の確定方法」を皆様にお諮りしたいと思います。

まず、「審議会の公開」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、「会議の公開」につきまして、ご説明いたします。お手元の「附属機関の会議の公開等に関する取扱い」を御覧いただきたいと思います。

それでは、御説明いたします。附属機関等の会議につきましては、「附属機関の会議の公開等に関する取扱い」の第2「会議の公開基準」において、原則として公開することとなっております。公開・非公開の決定は、第3「会議の公開又は非公開の決定」で附属機関等の長が会議に諮って行うものとなっております。

また、第6「会議録の作成及び公開」につきまして、公開・非公開に関わらず、速やかに作成し、会議において公開しないこととした情報を除き、公開することとなっております。当審議会で御審議いただきます案件につきましては、会議の公開によって議事運営に著しく支障が生じることはないと思われますことから、事務局といたしましては、会議は原則として公開とする、会議における発言は会議録として記録する、会議録は公開する、傍聴者は会議で

発言することはできない、その他詳細については附属機関の会議の公開等に関する取扱いのとおりとする、ということで、審議会を運営していただきたいと考えてございます。

なお、会議及び資料の公開に関する取扱いにつきまして、公開する会議録について、誰の発言か特定できないように、氏名は表記せず、発言者については会長、副会長、委員、事務局等と表記させていただきたいと考えてございます。

また、公開する委員名簿につきましては、個人情報保護の観点から、委員の氏名のみの記載とし、その他の所属や役職等の情報は記載しない取扱いとさせていただきたいと考えてございます。以上でございます。

●会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から当審議会の公開について、説明がございましたが、なにかご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

●委員

なし

●会長

特にご意見がございませんようですので、「審議会の公開」につきましては、事務局の案を採用させていただきたいと思います。

次に、「会議録の確定方法」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、御説明いたします。

会議録の確定方法につきまして、事務局といたしましては、会議録を速やかに作成し、確定後、公開する必要があることから、会長による承認を受けた後に公開するという方法でお願いしたいと考えてございます。

また、会長が欠席した会議など、会長が承認することができない場合につきましては、規則第4条第4項の規定を準用いたしまして、副会長からの承認を受けた後に、公開させていただきたいと考えてございます。以上でございます。

●会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から会議録をすみやかに確定して、公開したいという理由から、会長の私が確認し、また、私が欠席した審議会については籠田副会長にご承認をいただくということで、案が出ましたが、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

●委員

なし

●会長

特にご意見がございませんようですので、「会議録の確定方法」につきまして、事務局の案を採用させていただきたいと思います。

続きまして、委嘱後、最初の審議会であり、新しい委員の方もおりますので、八戸市農業関係課の事務概要について、事務局から説明していただきたいと思います。

●事務局

八戸市農林水産部の石丸と申します。

私事ではありますが、平成 29 年度から令和元年度まで農業経営振興センターの所長を務めてございました。平成 5 年に市役所に入庁してから、最も長いのが農林水産部門でございますので、久々に戻ってきて、なかなか状況とすれば厳しいな、というのが第一番の認識でございました。

5 年ほどスポーツ振興の仕事をしてまいりまして、この 4 月に戻ってまいりました。

私の方からは、八戸市農林水産部の機構図のご説明を簡単にさせていただきます。お手元の機構図を御覧いただきたいと存じます。

農林水産部でございますけれども、農政課 11 名、農林畜産課 13 名、農業経営振興センター 16 名、中央卸売市場 9 名、水産事務所 16 名で構成され、計 66 名で構成されてございます。また、農政課につきましては、農業委員会事務局を兼務しているものでございます。

本日ですけれども、まずは農業関係課の事務概要につきまして農政課、農林畜産課、中央卸売市場、農業経営振興センターの順に所属長などから御説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。私からは以上でございます。

●事務局

農政課・農業委員会の中里です。

よろしく願いいたします。

失礼ですが、着座にて御説明させていただきます。

それでは、お手元にお配りしております「八戸ののうぎょう」の 8 ページをお開き願います。

当課は、市長部局の農政課と農業委員会事務局の業務を行っており、職員 11 名全員が併任となっております。

令和 7 年度の農政課主要事業の概要について御説明いたします。

資料下段の「1 農業振興地域整備計画に関すること」につきましては、10ha 以上の集团的農地などの優良農地を農用地区域として設定し、将来に渡り利用すべき農地を確保するための計画であり、この農用地区域への編入・除外の計画変更が主な業務となっております。次に、「2 農業委員の選任に関すること」につきましては、農業委員は農業委員会等に関する法律に基づき、市長が任命することになっており、募集、選考等に関する業務を行っております。

9 ページをお開き願います。

次に、農業委員会の業務について御説明いたします。

「1 委員」につきましては、農業委員 19 名及び農地利用最適化推進委員 22 名の合計 41 名で活動を行っております。

「2 農業委員会の所掌事務」につきましては、「専属的権限に属する事務」と「専属的権限に属しない事務」の 2 つに分けられます。

農業委員会の「専属的権限に属する事務」は、代表的なものとして農地の売買・貸借・転用等の農地法等に基づく許認可があり、そのほかに、相続税の納税猶予や農業者年金業務などを行っております。

「専属的権限に属しない事務」は、担い手への農地集積・集約化や、遊休農地の発生防止など、農地の利用調整を中心に地域農業の振興を図るための業務を行っております。

農業委員会業務の具体的な内容は、11 ページから 13 ページにかけて記載されておりますが、本日は時間の都合上、概要を御説明いたします。

11 ページをお開き願います。

11 ページの「3 農政関係活動」につきましては、地域農業の振興発展と農業経営基盤の確立のため、関係機関への建議要望活動や農家相談、情報提供の他、農業者年金制度の普及などに取り組んでおります。

12 ページから 13 ページにかけての「4 農地関係活動」については、「(1) 農地事務の適正処理」にありますように、農地の適正かつ効率的な利用を確保するため、農地の売買、貸し借りなどの権利移動や農地以外の用途への転用等を行う際に、農地法等の関係法令の許可条件に照らし、公正に判断することが最も重要な業務となっており、その他、遊休農地解消活動事業など、農地に直接関係する業務を行っております。

以上で説明を終わります。

●事務局

農林畜産課の課長の石村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私、4月から農林畜産課の課長を務めておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から農林畜産課の業務概要について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

それでは、「八戸ののうぎょう」の 22 ページをお開きいただきたいと思います。

農林畜産課は、私の他、農畜産グループ、農林環境グループ、あわせて 11 名で構成してございます。

各グループの業務内容について、御説明申し上げます。隣の 23 ページをお開きください。

令和 7 年度農林畜産課主要事業の概要でございます。

1 の「持続可能な農業の確立」につきましては、農畜産グループの方で担当してございます。経営所得安定対策直接支払推進事業、いわゆる水田の転作に係る事業でございます。その他、畜産関係事業を農畜産グループで担当してございます。畜産振興事業、優良牛受精卵活用促進事業、肉用牛地域内一貫生産促進事業、畜産関係機関各種負担金、その他畜産に関連する事業を農畜産グループで担当してございます。

24 ページをご覧いただきまして、「2 農村生活環境の整備」から 25 ページの「3 農林環境の整備」につきましては、農林環境グループの業務内容となっております。

中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金のほか、各土地改良事業に関わる施策の推進、25 ページにまいりまして、「3 森林環境の整備」についての業務を農林環境グループの方で担当してございます。

また、26 ページには、市民の森不習岳管理運営を記載してございます。南郷に市民の森不習岳がございまして、そちらの指定管理のほか、市民の森の運営・管理を農林環境グループで担当してございます。

以上が農林畜産課の主な概要説明になります。本日はよろしくお願いいたします。

●事務局

次に、中央卸売市場からご説明させていただきます。私は、中央卸売市場の根岸と申します。よろしくお願いいたします。八戸の農業とは別に資料を用意しております。

資料タイトル「令和7年度 業務体制及び事業計画 八戸市中央卸売市場」とあります、1ページ目をご覧ください。失礼ながら、着座にて説明させていただきます。

1の開設者の役割及び業務体制でございますが、(1)の開設者の役割としまして、中央卸売市場は、生鮮食料品等の円滑な流通を確保する役割を担っております。生産者には、安定的な販売ルートの確保と迅速・的確な代金決済を、消費者には、安全・安心かつ適正な価格で供給し、消費生活の安定を図ることを目的としており、法律・条例などにより、公正な取引が行われるよう指導・監督及び施設の維持管理に努めております。また、令和2年6月から改正卸売市場法が施行され、国の関与が低下し開設者の果たす役割が大きくなったことから、多様化する流通環境に対応できる市場づくりを目指して、市場内の整備及び情報受発信の充実等を行っております。そして、(2)の組織図及び職員数ですが、図のとおり市場長以下9名の職員となっております。次に、(3)の主な業務ですが、①として、市場の取引業務の指導及び監督業務、②として、卸売業者及び仲卸売業者の経営指導業務、③として、市場施設の使用許可及び維持管理等業務、④として、中央卸売市場の運営業務、こちらは市場運営協議会の業務でございます。そして、⑤として、市場施設見学業務でございます。

次に、2の主な業務でございますが、①花き棟保冷库建設工事で、こちらは猛暑時及び2024年問題によりトラックが延着してせりに間に合わない場合、翌日まで商品を適正な温度で保管する施設が必要なことから花き棟に保冷施設を建設するものです。②として建物・設備機能の修繕で、こちらは、建物・設備機能等の老朽化が進行してきていることから、年次計画により機能強化及び設備環境の修繕に努めているものです。次に、③として統計調査の実施で、こちらは市場における公正な価格形成と需給の実態を知らせるため、青果・花きの取扱いについて統計調査を行っているものです。2ページ及び3ページに、青果部と花き部の取扱高実績の表を付けております。本日は時間の関係でご説明を省略させていただきますので後ほどご覧いただければと思います。次に、④として卸売市場の役割や機能の普及啓発を行っており、これは、卸売市場の役割や機能の普及啓発を図るため、小学校等からの市場見学を受け入れているものです。令和6年度は34団体1,452名、令和5年度は29団体で1,531名の見学者がおりました。

説明は以上でございます。

●事務局

農業経営振興センターの寺沢でございます。私からは、農業経営振興センターの概要につきまして、「八戸ののうぎょう」に基づき説明させていただきます。失礼ながら、着座にて説明いたします。

それでは、「八戸ののうぎょう」の30ページをお開き願います。

「1 業務の目的」でございますが、計画立案業務、担い手育成業務、農業金融業務及び野菜、花き、果樹、稲作、畑作等に関する生産振興業務等の農業経営に関する重要な施策を一元的に推進することにより、起農、他産業からの農業参入、既存農業経営者の規模・品目の拡充

等を促進し、産業としての農業の振興を図るとともに、市民農園の設置及び農作業体験学習会の開催等により、自然に親しめる潤いのある市民生活の向上に資することを目的としております。

業務の内容といたしましては、「2 業務の概要」に記載する業務が主なものとなっております。

「3 組織図」でございますが、経営支援グループ、生産振興グループの2グループ、計16人で構成しております。

31 ページをお開き願います。

「4 施設の概要」でございますが、総面積が約11.5ha、その中に、管理棟、ガラス温室4棟、パイプハウス16棟、市民農園などが配置されております。

32 ページをご覧ください。「5 沿革」でございますが、昭和30年に「青森県農業試験場南部支場委託蔬菜展示農場」として、当時の三戸郡大館村に発足したのが始まりとなり、その後、その当時の状況に応じて所在地変更や名称変更等を行いながら、平成11年に現在地に移転、平成23年に機構改革に伴う農業経営に関する支援業務の一元化により、八戸市農業経営振興センターに改称、現在に至っております。

「6 主要業務の概要」につきましては、本日の会議の案件となります「令和6年度事業報告について」及び「令和7年度事業について」の内容と重複いたしますので、ここでの説明は省略させていただきます。

続きまして、35 ページをお開き願います。

「7 野菜・花きの栽培調査・展示等」でございますが、(1)の栽培調査及び展示は、市内で産地形成されている野菜、花き等に関する栽培調査を実施しているものでございまして、施設野菜のトマト、ミニトマトでは、促成栽培における品種比較調査等、いちごでは、種子繁殖型品種「よつぼし」の播種時期比較調査等、ほうれんそうでは、寒締め栽培における品種比較調査、露地野菜のねぎ、ピーマンや、花きのトルコギキョウ、デイスバッドマム等で、品種比較調査等を行っております。

次に、(2)の植物組織培養でございますが、いちご、食用菊、スプレー菊の優良苗の育成・増殖を実施しております。

次に、(3)の土壌分析でございますが、農業経営者の土壌及び産地形成されている地域のモデルとなる地点の土壌分析を行い、土壌改良の参考とするものでございます。

36 ページをご覧ください。

「8 施設の利用実績」でございますが、市民農園は、農業知識の向上、並びに農業に対する理解を深めてもらうことを目的に平成2年から設置しており、農業講座は、農業生産の向上と経営の安定を図るために開講、農作業体験学習は園児等の食育の一環として、そして、家庭菜園講習会は家庭菜園初心者向けに開催しているものでございます。

以上で「農業経営振興センターの概要」の説明を終わります。

●会長

ただいま、事務局から説明のありました八戸市農業関係課の事務概要についてご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

続きまして、令和6年度事業報告、令和7年度事業についての説明を、事務局からお願いいたします。よろしくお願いいたします。

●事務局

農業経営振興センターの小幡と申します。

私の方から、令和6年度事業報告及び令和7年度事業につきまして、御説明させていただきます。それでは、着座にて説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。

まず、第12次八戸市農業計画の概要でございますが、当市では、自らの発想と戦略による特色ある農業施策を推進し、より筋肉質な産業としての農業の振興と持続的発展を図るため、昭和49年から12次にわたり農業計画を策定しております。

計画を着実に推進するため、毎年度、計画に記載している事業の実施状況を市総合農政審議会において報告し、意見を聴取するとともに、経済社会情勢等の変化を踏まえながら進行管理を図り、必要に応じて事業の見直しを行うこととしております。

現在の第12次計画の計画期間は令和5年4月から令和10年3月までの5年間となっております。

4の地域区分はご覧の11地区としており、5、年間農業所得の目標は、生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準となるよう1経営体あたり570万円と定めております。

2ページにまいりまして、目標達成のために講ずる施策の基本方向といたしまして(1)の魅力ある農業経営体の育成から(8)のグローバル化への対応までの8項目を掲げ、各事業を実施しております。

7の各地区の振興農畜産物につきましては、それぞれの地域特性を踏まえた品目としております。

つづきまして、本計画に基づく主な事業の概要と令和6年度の決算見込額について説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

まず、「1 魅力ある農業経営体の育成」の項目でございますが、事業の主なものにつきましては、5ページをご覧ください。

1番下の段の、担い手育成総合支援事業は、八戸地域担い手育成総合支援協議会に対し、各種研修会等の周知活動及び個別指導等に要する費用を補助するもので、決算額は21万6千円でございます。

次に、6ページをご覧ください。

地域農業経営再開復興支援事業は、新規就農者4経営体に対する経営開始資金の交付及び1経営体に対する農業次世代人材投資事業に要する経費等で、決算額は745万9千円でございます。

次に、一番下の段の農業経営基盤強化資金利子補給補助金は、認定農業者の経営改善に必要な融資に対する利子補給で、決算額は6千円でございます。

次に、7ページをご覧ください。

「2 地域特性を生かした八戸農業の推進」の項目でございますが、事業の主なものにつき

ましては、9 ページをご覧ください。

農業新ブランド育成事業は、八戸いちごや糠塚きゅうりに関する PR イベントの開催に要する経費で、決算額は 153 万 4 千円でございます。続きまして、環境保全型農業普及促進事業は、直接支払交付金の交付に要する経費で、決算額は 558 万 1 千円でございます。続きまして、経営所得安定対策直接支払推進事業は、経営所得安定対策の普及・推進に要する経費で、決算額は 803 万 9 千円でございます。続きまして、野菜等産地力強化支援事業は、1 経営体に対しパイプハウス及び農業用機械設備の導入を補助したもので決算額は 450 万円でございます。

10 ページにまいりまして、特産果樹産地育成・ブランド確立事業補助金は、ワイン用ぶどうの雨よけ施設及び支柱等の整備に対し補助したもので、決算額は 151 万 3 千円でございます。続きまして、葉たばこ振興対策事業補助金は、葉たばこ生産団体の土壤消毒剤の購入に対し補助したもので、決算額は 53 万円でございます。続きまして、特産そば産地形成奨励金は、そばのコンバインによる刈り取り作業に対する補助で、決算額は 580 万 9 千円でございます。続きまして、南郷新規作物研究事業は、ワイン用ぶどう栽培講習会の開催や、ワインに関するセミナーの開催などワイン産業の振興に要する経費、並びに株式会社ツムラとの薬用作物に関する共同研究の実施に要する経費で、決算額は 1,189 万 3 千円でございます。続きまして、農業講座開催事業は、栽培技術や土壌、鳥獣害対策等、農業の生産性向上及び経営の安定に資する講座を開催したもので、決算額は 15 万円でございます。続きまして、土壌分析・改良事業は、農地土壌の分析及び土壌改良支援のための経費、そして、植物組織培養事業は、農業経営振興センター内で利用するウイルスフリー苗の育成に要する経費で、決算額は、あわせて 49 万 2 千円でございます。

次に、12 ページをご覧ください。

野菜・花きの生産振興に関する調査事業は、市内で産地が形成されている各種野菜・花きの栽培上の課題に関する調査に要する経費で、決算額は 390 万 8 千円でございます。

次に、13 ページをご覧ください。

「3 発信型農業の促進」の項目でございます。主な事業は 14 ページとなります。

まず、農業新ブランド育成事業は再掲となりますので、ここでは割愛させていただきます。続きまして、上から 3 つ目の観光農園振興事業は、観光農園の PR 等に要する経費に対する補助で、決算額は 29 万 9 千円でございます。

八戸圏域ファームステイ事業は令和 6 年度新規事業でありまして、市内の中学生が、夏休み期間を利用して、八戸圏域内の「農業体験ホームステイ」に参加した際の費用を補助したもので、決算額は 9 万 6 千円でございます。

15 ページをご覧ください。市民農園事業は、農業に対する理解を深めてもらうことを目的に農業経営振興センター内に開設しているもので、決算額は 43 万円でございます。

次に、17 ページをご覧ください。

「4 持続的な農業生産環境の整備」の項目でございますが、事業の主なものにつきましては、18 ページをご覧ください。

中山間地域等直接支払事業は、中山間地域における耕作放棄の予防等に対する交付金で、決

算額は1,309万8千円でございます。続きまして、多面的機能支払交付金は、農地・農業用施設等の保全管理活動を支援するための交付金で、決算額は1,743万9千円でございます。

19 ページの環境保全型農業普及促進事業は再掲となりますので、ここでは割愛させていただきます。

次に、20 ページをご覧ください。

「5 地域特性を生かした畜産業の振興」でございますが、事業の主なものにつきましては、21 ページをご覧ください。

畜産振興事業は、畜産共進会への出品に要する経費負担で、決算額は12万円でございます。優良牛受精卵活用促進事業は、高品質な肉用雌牛（めうし）を利用した受精卵の生産・移植に対する補助で、決算額は26万3千円でございます。続きまして、肉用牛地域内一貫生産促進事業は、市内産子牛の導入・保留に要する経費に対する補助で、決算額は25万6千円でございます。続きまして、畜産関連産業振興事業は、「八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」に基づき、八戸地域の畜産の振興及び国内一大基地化を推進するための経費で、決算額は145万4千円でございます。

次に、22 ページをご覧ください。

「6 森林環境の整備」でございますが、事業の主なものにつきましては、23 ページをご覧ください。

除間伐等実施事業は、森林組合が実施する除間伐等に対する補助で、決算額は337万3千円でございます。続きまして、漆産業振興事業は、漆を計画的に植栽し、国産漆の安定供給を図るための支援に要する経費で、決算額は9万8千円でございます。続きまして、市民の森施設改修等事業は、施設の老朽化に伴う共益施設等の改修及び整備に要する経費で、決算額は880万円でございます。続きまして、公有林整備事業は、市民の森不習岳の除間伐作業に要する経費で、決算額は178万2千円でございます。一番下の森林経営管理事業は、経営管理が行われていない森林の管理に要する経費で、決算額は2,823万8千円でございます。

次に、24 ページをご覧ください。

「7 地域資源の活用による可能性の追求」でございますが、主な事業は、農業新ブランド育成事業であり、再掲のため、ここでは割愛させていただきます。

次に、26 ページをご覧ください。

「8 グローバル化への対応」でございますが、主な事業は、南郷新規作物研究事業であり、再掲のため、ここでは割愛させていただきます。

続きまして、資料2の令和7年度事業について説明させていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。

各事業の概要につきましては、令和6年度事業報告と内容が重複するものについては省略し、事業名と予算額のみを読み上げさせていただきます。

まず「1 魅力ある多様な農業経営体の育成」の主な事業でございますが、一番下の、担い手育成総合支援事業は、従来の担い手育成総合支援事業と、昨年度まで地域農業経営再開復興支援事業として実施していた新規就農者向けの補助金交付に関する事務及び「地域計画」の策定・更新に係る事務を統合しておりまして、予算額は3,118万5千円でございます。

次に、2ページをご覧ください。

農地利用効率化等支援事業は、地域計画を策定した地域の担い手などに対し農業用機械等の導入を支援するもので、予算額 401 万 3 千円、農業近代化資金利子補給補助金は予算額 18 万 2 千円、農業経営基盤強化資金利子補給補助金は予算額 4 千円、農業者収入保険加入促進事業は今年度から新たに実施するもので、予算額は 290 万円でございます。

次に、3ページをご覧ください。

「2 地域特性を活かした八戸農業の推進」でございますが、農業新ブランド育成事業は予算額 184 万 4 千円、環境保全型農業普及促進事業は予算額 1,069 万 9 千円、経営所得安定対策等推進事業は予算額 877 万 6 千円、野菜等産地力強化支援事業は今後 9 月補正予算での措置を予定しております。

特産果樹産地育成・ブランド確立事業補助金は予算額 79 万 1 千円、葉たばこ振興対策事業は予算額 73 万円、4 ページにまいりまして特産そば産地形成奨励金事業は予算額 608 万円、南郷新規作物研究事業は予算額 1,583 万 2 千円、農業講座開催事業は予算額 20 万 2 千円でございます。

5 ページにまいりまして土壌分析・改良事業は植物組織培養事業と合わせて予算額 52 万 9 千円、野菜・花きの生産振興に関する調査事業は、予算額 387 万 7 千円でございます。

次に、7ページをご覧ください。

「3 発信型農業の促進」でございますが、上から 3 番目の観光農園振興事業は予算額 30 万円、八戸圏域ファームステイ事業は、予算額 50 万円、2 つ下の市民農園事業は予算額 58 万 7 千円でございます。

次に、9ページをご覧ください。

「4 持続的な農業生産環境の整備」でございますが、中山間地域等直接支払事業は予算額 1,334 万円、多面的機能支払交付金は予算額 2,024 万 3 千円でございます。

次に、11 ページをご覧ください。

「5 地域特性を生かした畜産業の振興」でございます。畜産振興事業は予算額 56 万円、優良牛受精卵活用促進事業は予算額 67 万 1 千円、肉用牛地域内一貫生産促進事業は予算額 19 万円、畜産関連産業振興事業は予算額 265 万 6 千円でございます。

次に、12 ページをご覧ください。

「6 森林環境の整備」でございますが、除間伐等実施事業は予算額 662 万 2 千円、漆産業振興事業は予算額 91 万円、市民の森施設改修等事業は予算額 3,960 万円、公有林整備事業は予算額 184 万 7 千円、森林経営管理事業は予算額 2,891 万 5 千円でございます。

13 ページをご覧ください。

「7 地域資源の活用による可能性の追求」と「8 グローバル化への対応」につきましては、主な事業はいずれも再掲ですので割愛させていただきます。

以上で、令和 7 年度事業についての説明を終わります。

●会長

はい、ありがとうございました。説明が続きますけれども、令和 6 年度事業報告および令和 7 年度事業計画につきまして、補足説明ということで、事務局からお願いしたいと思います。

●事務局

農林畜産課でございます。

農林畜産課からは、令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画につきまして、新規に実施した事業および予算に変動があった事業につきまして説明いたします。

資料1の令和6年度事業報告につきまして、21ページをお開き願いたいと思います。

「5 地域特性を生かした畜産業の振興」の一番下、畜産関連産業振興事業でございます。畜産関連産業振興事業につきましては、八戸地域畜産フードフェスタあるいは親子ちくさん探検バスツアーなど各種イベントを実施してございます。昨年度は、令和6年11月にヴァンラーレ八戸のホーム最終戦と同時にですね、スタジアム内で開催してございます。

また、今年は9月28日にYSアリーナ八戸で、サンフェス八戸2025、商工関係のイベントと共に実施する予定ですのでご報告申し上げます。

続きまして、資料の23ページをお開き頂きたいと思います。

「6 森林環境の整備」の一番下、森林経営管理事業でございます。

事業概要の中の事業概要のほかに、昨年度からは森林管理・森林経営のイベントをしております。昨年度は、7月19日から20日にかけて、市中心街のマチニワにつきまして、地域の森林を普及するイベントを開催してございます。2日間で約5000人の来場者がございました。それから昨年度からは、小さい頃から木に親しんでいただくことを目的といたしまして、乳児のお子さんに県産ヒバの積み木をプレゼントしてございます。合わせて市内の幼稚園・保育園113施設に積み木をプレゼントする事業を実施してございまして、こちらも今年度も実施する予定でございます。以上が令和6年度の事業でございます。

続きまして、資料2の令和7年度事業についての、12ページをお開き願います。

「6 森林環境の整備」の、市民の森施設改修等事業についてでございます。

昨年度から予算の規模が大きくなってございまして、7年度の予算は3千960万となっております。施設の老朽化に伴う共益施設等の回収及び整備でございます。今年度は、道路整備概略検討修正業務委託と林間歩道等整備工事を予定してございます。林間歩道等整備工事が、約300mの歩道の拡幅と水飲み場の改修を行う工事を予定しておりまして、今年度予算が大きくなっているものでございます。

以上で、農林畜産課からの補足説明を終わります。

●事務局

農業経営振興センターです。

令和6年度事業のうち、前年度から変わった部分について御説明いたします。

資料1の「令和6年度事業報告について」の、14ページをお開き願います、

下から2番目の八戸圏域ファームステイ事業ですが、これは6年度からの新規事業でありまして、市内の中学生が、夏休み期間を利用して八戸圏域内の「農業体験ファームステイ」に参加して場合の費用を補助するというものです。

事業の目的は、ファームステイを通じ、社会性や自主性を養うとともに、地元の魅力発信や愛着の醸成を図り、将来的な地元定着や地域農業の担い手の育成につなげる、というものです。12名の募集枠に対し、47名の応募があり、抽選で12名の参加者を決定し、南部町、新郷村、

三戸町の受け入れ農家で農作業体験をすることができました。

次に、令和7年度事業のうち、前の年から変わった部分について御説明いたします。

資料2の「令和7年度事業について」の2ページをお開き願います。

一番下にあります、農業者収入保険加入促進事業は今年度からの新規事業でございます、自然災害や市場価格の低迷など、経営努力では避けられない農業収入の減少リスクへの備えとして、収入保険への加入を促進するため、保険料・付加保険料の1/3を補助する事業でございます。令和7年から9年度までの期間、保険加入者に対して1人1回補助する予定としており、今年度の予算は290万円となっております。

続きまして、3ページをお開き願います。

上から2番目の、環境保全型農業普及促進事業でございますが、有機農業や緑肥の施用など環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行うものでございまして、有機農業に対する交付金につきましては、今年度から10aあたりの単価が1万2千円から1万4千円へ増額されております。また、当市の交付対象者につきましては3組織から4組織に増加し、対象面積も4,971aから7,875aに増加する見込みから、今年度の予算額は昨年度の実績から約512万円増の1069万9千円となっております。

続きまして、7ページをお開き願います。

上から4番目にあります、八戸圏域ファームステイ事業ですが、事業初年度の昨年は、中学生のみを対象としておりましたが、実施状況及び他の参加希望の意見を受けまして、7年度より高校生へも対象を拡大いたしました。合わせて、昨年度は想定を上回る応募があったため、募集枠を12名から50名まで増やし、予算額を50万円に増額しております。

なお、今年度は応募のあった方のうち32名の参加予定で事業実施中であります。

以上で説明を終わります。

●会長

ありがとうございました。令和6年度新事業報告および令和7年度事業につきまして、皆様の方からご質問・ご意見ありましたら、お願いしたいのですがいかがでしょうか。

こちらから大変恐縮でございますけれども、私の挨拶の際にワイン、ぶどうの話をしました。これに積極的に関わっていただいている、この農政審議会の委員でもある〇〇さんの方から、状況や見通しなどお話しいただければと思います。

●委員

私もまあ南郷の新規作物研究会っていう組織でやっているのですが、そこに就任して3年目で、実際この研究会ができたのはもう10年経っているということでございます。10年経ったということで、ある程度軌道に乗り始めている時期でもあるっていうことなのですが、当初目指されていた、方向性っていうのが、ワイン、常に飲むというわけじゃないですけど、ある程度中間層のボリューム層のライン何て言うか、ブランディングっていうところを目指して、生産して、そのためには数ある程度作っていかなくちゃいけないということで、澤内醸造さんあるいは八戸ワイナリーさんが作られて、醸造所が2つ出来たと。85%以上の地元産のブドウを使うと、いわゆる八戸ワインっていう地名の名前がついたブランドのワインが作られるということなのですが、ブランドを作るっていうことと、もう1つは、安定的に生

産を図っていくってということで、南郷中心に、着々と生産面積含めて端緒も上がってきているというような状況だそうでございます。これからの取り組みとしては、知っての通りというか、皆さんのご存知の通りだと思うのですが、日本全国でワイン作っていった競争が結構激しいというのもあると思うんですね。でその中で、醸造が2つしかないのです、なかなかその量的に、価格的に勝負していくことは難しいって言うところから、いかに差別化戦略を図っていくかっていうところで。観光客だとかですね、いわゆるビジネスマンとかは八戸によく来られる。で、飲み屋街も割と、賑やかな場所でもあるって言うところから、そういったところをうまく使いながら外部の人に評価してもらいつつ差別化を図っていくってことが、これからの課題になってくるのかなって言うところでございます。あとはその生産者の人たちにも安定的に収入が得られるようにというところで会議等では話しているところでございます。はい。以上です。

●会長

ありがとうございます。その他、事業報告並びに事業につきまして、ご質問ご意見ありましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

特に無いようでしたら、報告内容につきましてご理解いただいたということでその他に移ってよろしいでしょうか。

令和6年度事業報告、令和7年度事業についての報告につきましては、終わりました。その他ということで、あの開会冒頭私の挨拶の時に米の話をしましたが、今回本審議会の委員である〇〇委員の方から、米につきまして資料を基に説明したいというような申し入れがありました。その他の時間を使って〇〇委員の方から、資料を基に説明いただければと思うのですが。資料は皆さんの方にいってらっしゃいましたね。〇〇委員の方からお願いします。

●委員

貴重な時間ありがとうございます。本日紙1枚ものでございますけれども、持参させていただきました。1ページ2ページにわたっておりますが、1ページについて若干お話しさせていただきたいと思います。この資料は昨日開催されました、米の安定供給と実現関係の閣僚会議の資料でございます。

内閣府のホームページの資料に、公開されている資料でございますので、今日早速ご参考までに持参させていただきました。1ページの部分ですが、情報を読み上げることになりますけれども、提供させていただきたいと思います。農林水産省といたしまして、今般の米価高騰の要因と対応の検証、今後の方向性をまとめた資料でございます。まず検証といたしまして農林水産省はこれまで人口減少などによって、お米については減り続ける需要のマイナストレンドの継続を前提として、翌年産の需要量の見通しと生産量の見通しを作成してまいりました。

しかし、実際の生産量及び在庫量から計算した需要量は、ここ2年は増加をしていることがわかりました。需要増加の要因といたしましては、令和5年産6年産両方が高温により精米歩留まりが悪化して、より多くの玄米が必要となったこと。それから、コロナ明けで、インバウンドの影響により、需要が増えたということ。それから米不足の不安などにより、家計の購入量が増加したなどが挙げられているところでございます。この結果ですね、生産量は需要量

に対し、令和 5 年産 6 年産は 40 万から 50 万トン程度、令和 6 年産から 7 年産は 20 万トンから 30 万トン程度不足して、民間在庫を取り崩して、需要量に見合う供給量を確保せざるを得ない状況となりました。(2) 番ですが民間在庫は多くがすでに売り先が決まっていますから民間在庫の減少により流通段階では、次の年度の端境期に米が不足するとの認識が広まって調達競争が発生いたしました。

(3) 番でございますが、こうした状況の中で農林水産省は、玄米ベースの生産量は足りているとの認識の中で、流通実態の把握に消極的でありマーケットへの情報発信や対話も不十分のままとなり政府備蓄米につきましても、不足時に放出するというルールの中で、放出が遅れてしまったこと。こういったことでさらなる価格高騰を招くこととなったと考えているところでございます。

これらの検証内容を踏まえまして、今後の方向性でございますが、受給の変動にも柔軟に対応できるように、官民合わせた備蓄の活用や増産に舵を切る政策へ移行してまいります。増産に向けた政策強化のためにも、農地の大区画化やスマート農業技術の活用、新たな農法を通じた生産性向上を図るとともに、増産の出口といたしまして、輸出の抜本的拡大を図ってまいります。

また、精米ベースの供給量、需要量や消費動向の把握などを通じた、余裕を持った受給見通しの作成と消費拡大、流通構造の透明性の確保に取り組んでまいりたいと思います。さらに水田を対象とする水田活用直接支払交付金を、作物の生産性向上支援へ転換してまいります。また、環境負荷低減に資する新たな仕組みを創設する。こういった水田政策の見直しの方策を今後令和 9 年度に向けて具体化してまいります。

現場に早く安心感を持って新しいシーズンを迎えていただくということで、昨日閣僚会議の中で、大臣の方からご説明させていただいた内容となっております。2 ページにつきましては、後ほどご拝読いただければと思います。貴重な時間、ありがとうございました。

●会長

はい、ありがとうございました。せっかくの機会ですので、今回の米をめぐる様々な価格高騰もありますし、米不足という問題につきまして皆様の方から検証、今後の方向性ということが出されている中で、感想なりご意見なり、あるいは質問でもよろしいですが、意見等ありましたらお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●委員

歩留まりが悪いついていうのを今頃になって分かったのですか。4 年、5 年からやっていて。実際それ現場見てないってことですよ。精米ベースの精米の歩留まりが低下、もう 4 年、5 年の高温の時から分かっています、現場では。それを、今もう 7 年ですよ。4 年、5 年、もうそれずっとやってきていて、今頃になって歩留まりが悪かったって、あの時何て言いました国は。外国人が買いに来たとか、そんな変な話ばかりして、そういうのをしっかり現場を見てないからこういうことになるのではないですか。精米所行って見て来てくださいよ、どういう状態か。カメムシの被害、高温被害。実際どれだけ玄米がちゃんと取れているか。今頃になってこんなの言うのでは。もう 3 年も前の話ですよ、これ。ちょっと遅すぎだと思います。最初の報告、大臣が言ったことが、目先をごまかしているだけだ。しっかり現場見てれば、こんな

の騒ぐことじゃないよ。ちゃんとあの、精米所とかそういうところしっかり見てれば、うちはもうその前から分かったよ。実際に取れてないお米が。精米所行って見ればわかる。どれだけ弾かれているか。収量は取れていてもどれだけ弾かれていて、今頃になってこんなこと書いている。遅すぎるよ。対応が遅すぎる、全部。これ増産して、今度米が余ったら今度下がるのですか。いつもその繰り返しでしょ。しっかりしてください、国は。対応をお願いします。以上です。

●会長

はい、ありがとうございました。もっともなご意見だなと思いますけど。〇〇委員1人で引き受けてもちょっと荷物が重すぎるので、一応〇〇委員は農林水産省の代表ではなくて、職員として農林水産省の方針について説明したという立場です。委員の後ろに大きな農林水産省があり、それに対して今ご意見いただいたということで。よろしいでしょうか。

ついでに言えば、全般的な農林水産行政では、これまで人減らしが行われて、先ほど〇〇委員も発言されていましたが、以前、八戸にいたけども事務所がだんだん少なくなって職員もいなくなって、様々な業務が縮小されて、農業の現場なりあるいは流通の実態なり、先ほど話がありました、精米所に1つ1つ足を運ぶような、体制も取れなくなってきたわけですね。そういう意味では、現場の情報なりが的確に把握できないような事態も生まれてきたということについても触れなければならないわけです。そこにも問題があるのではないかとということですね。お話しされた通りだと私も思っています。そういう意味では今説明があったこの文章だけで、農家の方がこれまでの経験をもとにして考えていた事情を踏まえるならば、こういう事情で実は足りなくなりました、それで納得しろというのは、事情を知っている人から見れば変だという意見も当然あり得るだろうと思っていますところですね。他にいかがでしょうか。

●委員

急にこのようなことになったのは、私は分かりません。というのは米が急に高くなったのは、農家としてこれまで米づくりしてきて一俵8千円から高くても1万円でした。高くなって消費者が大変だとなって消費者のことだけ考えて、生産者のことは全く考えていない。何十年もやってきて去年初めて米を作ってきて、あーよかったなと思いました。それまでは常に秋に業者から肥料とか取り寄せて掛けで購入して毎年赤字決算でしたが去年初めて黒字になりました。今年になって米が急に高くなってホッとしていましたが、またこういう問題が出てきて、現場を全然把握していない、これからもそんなに変わらないと思っています。面積の4割ぐらいは減反してくださいとお願いされ作付けしました。水張りをそこにしてくださいと。麦、大豆を転作し、5年間は繰り返さないと言われ、でないと助成出来ないと。作は良くないのに。転作している大豆組合の人たちが、雨が降り、用水路が埋まってしまいそこを掘っている光景を見て可哀そうだと涙が出てきた。それを会議の場で常に話をして同じ質問をしたが、国の方針でやることになったという返答が来た。いつのまにか水張りはいなくてもよいということになった。どういう根拠があってその話が出てきたのか。非常に農業のこれからが不安だ。精米所に行かなくても我々が継続して作付け出来ていないのだから。現場を見たら作がともに育つような作付けを知らないから。面積は増えても生産量はあがっていないのだから。〇〇委員が言ったように現場をしっかり把握して色んな政策をとってほしいです。

●会長

貴重なご意見ありがとうございました。

他ご意見いかがでしょうか。今後の方向性として大枠示されているわけですが、ただ、いち早く青森県も増産に踏み切りますと表明しているわけですが、しかしそんなに簡単なことではなく、ある意味政策を変換したり壊したりするところも出てきますのでこの方向に基づいて具体的なことが提案されてくるだろうと期待しています。今日色々説明してもらったことを踏まえたもっと具体的な施策が出てこなければ動きようがないと思っています。引き続き皆さんの立場から政策の提案やご意見含めて表明していただければよろしいのではないのでしょうか。八戸市においても国の政策の方向待ちとなると思いますが今後とも日本農業の大きな変換点として注目していただければと思っています。他ご意見ありますか。

●事務局

米生産についてなんですけれども、明日市内である程度大規模にやられている米生産の方と農業委員にお集まりいただいて八戸市で持続的に米生産おこなっていくためにはどのようなことを考えているのかという会を開催します。そこでいただいたご意見につきましては〇〇委員と〇〇委員いらしてますが、国なり県に情報共有して、国においてはより良い政策、検討材料になるよう提供させていただければと思っています。

●会長

その他、何かございませんか。

だいぶ時間も過ぎてきましたので、今日の審議会を終了させていただきたいと思います。

今後とも、皆様のご協力を賜れば大変ありがたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。